

大阪府環境教育等行動計画

～環境学習・環境保全活動を推進するために～

平成25年3月
(令和3年7月改訂)

大阪府

— 目 次 —

はじめに	P 1
I. 環境教育等をめぐる状況	P 2
1. 環境教育等とは	
2. 環境教育等の必要性	
3. 府の環境教育等の取り組みの経過と国等の動き	
4. 府における環境教育等の実施	
5. 府における環境教育等の課題等	
6. 行動計画の策定について	
II. 基本的な考え方	P 7
1. 目指すべき将来像	
2. 将来像の実現に向けて	
3. 将来像の実現に向けた基本的な方向性	
4. 実施主体と主な役割	
III. 推進方策	P 9
1. 環境教育等の進め方	
2. 環境教育等の推進に向けて	
(1) 情報基盤の充実と連携の強化	
(2) 人材育成・人材活用	
(3) 場の提供・学習機会の提供	
(4) 教材・プログラムの整備と活用	
(5) 協働取組の推進・民間団体等への支援	
(6) 普及啓発	
3. 適切な進行管理	

はじめに

私たちに大きな恵みを与えてくれる豊かな地球環境は、廃棄物問題や地球温暖化等、様々な環境問題によって大きな影響を受けています。持続可能な社会を構築するには、物質的な豊かさ、利便性を優先したライフスタイルを環境に配慮したものへと転換していかなければなりません。

そのため、私たち一人ひとりが、地球環境が人類に与えてくれる大きな恵みを理解し、環境を大切にする心を育むことが大切です。その上に立って、自らのライフスタイルやビジネススタイルを環境に配慮したものへと転換するなど、意識・行動様式の改革が必要であり、さらに、府民、事業者、民間団体、行政等、すべての主体がその役割に応じて、環境に配慮した行動を積極的に取り組むことが求められます。

持続可能な社会の実現に向け、私たちを取り巻く環境や今日の様々な環境問題に関心を持ち、理解を深め、問題解決に向けた行動を起こしていくためには、様々な主体の環境保全活動の協働の取り組みや自ら問題解決能力を育む環境教育等を推進する施策の充実が重要です。

目指すべき将来像の実現に向けて、引き続き施策を推進していくことはもとより、その将来像と取り組みの方向性を踏まえた新たな施策にもチャレンジしていきます。そして、環境学習による人づくりと主体的・継続的な環境保全活動の実践により、大阪が持続可能な社会づくりに近づけるよう、府民、事業者、民間団体、行政等すべての主体とともに環境教育等の推進に積極的に取り組んでいきます。

第Ⅰ章 環境教育等をめぐる状況等

1. 環境教育等とは

現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に寄与するためには、持続可能な社会を構築する上で、環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要となります。

そのため、本行動計画では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「法」という。）の定義を踏まえ、「環境教育等」を「持続可能な社会を構築するため、自発的に行われる環境保全活動、その促進のための環境保全の意欲の増進及び環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育・学習並びに環境保全に関する協働取組」と定義します。

2. 環境教育等の必要性

一人一人が人間と環境とのかかわりについて理解を深め、豊かな自然等の価値についての認識を高め、環境を大切にする心を持つとともに、環境に配慮した生活や責任ある行動をとること、また、環境問題を引き起こしている社会経済の背景や仕組みを理解することにより、社会構造を環境に配慮した持続可能なものへと変革していくことが求められています。

環境教育等は、これら環境問題や環境保全に主体的にかかわることができる能力や態度を育成するために重要なものです。

3. 府の環境教育等の取り組みの経過と国等の動き

府では、環境教育の推進方策を明らかにするため、昭和 63 年度に大阪府環境教育基本方針検討委員会を設置し、環境教育推進の基本的な考え方、推進方策、環境学習プログラムの提言等を取りまとめ、環境教育に取り組み始めました。その後、大阪府新環境総合計画において、計画の総合的推進方策に環境教育の推進を位置づけ、さらに、豊かな環境の保全及び創造を推進するための施策の一つとして「教育及び学習の振興」を規定した大阪府環境基本条例を制定するとともに、学校における環境教育を支援するために、民間団体等の専門家を講師として派遣したり、教員向けの環境教育の手引きや活用事例集、環境教育のプログラム集の作成・配布等により、環境教育を推進してきました。

平成 16 年度には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の成立を踏まえ、「大阪府環境教育等推進方針」（以下「旧方針」という。）を策定し、現在に至るまで環境教育等を総合的・体系的に取り組んでいるところです。

一方、国においては、環境保全活動や行政・事業者・民間団体等の協働がますます重要になっていくことと学校における環境教育の関心の高まりから、平成 23 年 6 月に改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を公布（完全施行は平成 24 年 10 月）しました。

また、平成 24 年 6 月には、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりと活用を進めるため、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定しました（平成 30 年 6 月基本方針改定）。

国際的には、国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の後継として、平成 25 年の第 37 回ユネスコ総会において「E S D に関するグローバル・アクション・プログラム（G A P）」が採択されました。これを受け、平成 28 年 3 月 10 日、国の「持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議」において「我が国における『E S D に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が決定されました。

また、平成 28 年 12 月 22 日、政府の S D G s 推進本部で決定された「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」の中では、S D G s を達成するための具体的施策として、「E S D ・環境教育の推進」が盛り込まれました。

～府及び国等の動き～

昭和 63 年度	大阪府環境教育基本方針検討委員会を設置し、環境教育推進にあたっての課題、基本方向、施策等についての検討を行い、環境教育の推進方策等をとりまとめ。
平成 3 年度	「大阪府新環境総合計画（NEWSTEP21）」を策定。 ⇒ 総合的推進方策の一つとして、環境教育の推進を位置づけ。
平成 6 年度	「大阪府環境基本条例」を制定。 ⇒ 基本的施策の一つとして教育・学習等の振興を位置づけ、環境教育を引き続き推進。
平成 15 年度	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立。
平成 16 年度	「大阪府環境教育等推進方針」を策定。 ⇒ 環境教育等を総合的・体系的に推進。
平成 22 年度	「大阪 21 世紀の新環境総合計画」を策定。 ⇒ 府民の参加・行動を促す施策として、環境教育・学習を推進。
平成 23 年度	改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布。
平成 24 年度	「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を閣議決定。
	「大阪府環境教育等行動計画」を策定。
平成 27 年度	国連総会において「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ（SDGs）」を採択。 「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画」を決定。
平成 28 年度	政府の SDGs 推進本部において「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」を決定。
平成 30 年度	「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の改定。
令和 2 年度	「2030 大阪府環境総合計画」を策定 ⇒ 2050 年の将来像を見通して 2030 年の「いのち輝く SDGs 未来都市・大阪」を実現するため、各分野において策定された個別計画として、環境教育行動計画を位置づけ、環境教育・学習を推進。

「環境教育等」に関する法令

○ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

国民一人ひとりの環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくために平成 15 年 7 月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正されてできた法律。旧法に比べて学校教育における環境教育の充実が図られたほか、環境行政への民間団体等の参加と協働を推進するための規定が多く盛り込まれているなど、大臣が環境教育等支援団体を指定する制度や、自然体験の機会の場を知事が認定する仕組みも創設されました。

○ 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等について、基本方針として策定されました。

地方公共団体が行動計画を作成する際には、基本方針を勘案することとされています。

➤ 平成 30 年度 国方針の主な改定内容

「体験活動」の意義を捉え直し、地域や民間企業の「体験の機会の場」の積極的な活用を図る。

【体験活動の捉え直し】

- ・体験の内容 ⇒ 自然体験、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習等に触れる生活体験ロールモデルとなるような人との交流体験など幅広いものとして促進。
- ・学びのプロセス ⇒ 感性を働かせるという「インプット」、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」。
- ・体験の効果 ⇒ これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上等。

【「体験の機会の場」の活用】

地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげていく。

持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs【エスティージーズ】）：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標で、その下に、169のターゲット、232の指標が定められています。

発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めた様々なステークホルダーが取り組むべき目標とされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 府における環境教育等の実施状況

府では、総合的・体系的に環境教育等を推進していくため、平成16年度に作成した旧方針に基づき、6つの柱を立てて、大阪の自然的、文化的・社会的な地域特性を活かした施策に取り組んできました。また、各部局が実施している施策について、情報を共有し、意見交換や連携する仕組みを作り、事業を進めています。

<事業例>

- ・環境教育や環境活動に関する情報を発信するため、ポータルサイト「エコあらかると」を平成20年度に開設
- ・学校における環境教育を推進するため、施設見学や体験学習等を盛り込んだ民間団体等による環境教育プログラムを活用

5. 府における環境教育等の課題等

環境に関する情報は、情報の収集と受け手のニーズを考えた発信が求められており、行政の情報だけでなく多様な主体が発信する情報を収集・整理し、アクセスしやすく見やすい形での発信の工夫が必要です。例えば、総合環境資源情報ポータルサイト「エコあらかると」については、一層の周知を図るとともに更なる情報の収集・整理が求められています。

環境学習は、これまで作成された教材・プログラムがありますが、定期的にデータの更新や新たな問題に対応したものに整備していくことが必要です。また、利用者が必要な部分を加工・修正できるような提供の仕方も求められています。

学校教育においては、各教科間の関連に配慮するとともに、民間団体等のプログラムの活用や体験を通じて学ぶ機会を増やすなど、より充実したものが求められています。

現在、府内では民間団体、N G O / N P O 、事業者等、様々な主体において環境保全活動や環境教育の取り組みが行われており、今後も継続した取り組みが求められています。これらの取り組みの中には、個々の主体が単独で実施するよりも、それぞれの主体が適切に役割分担し、相互に連携・協力した協働取組により、一層活動を広げることができるものもあります。

一方、府では多くの事業により環境教育等を推進していますが、厳しい財政状況のため、人材育成講座等、環境教育関連の事業は縮小傾向にあり、限られた予算の中で、より効果的な事業に取り組んでいく必要があります。

また、今般、法や基本方針の改正で協働取組や環境教育等支援団体の認定制度が新たに規定されました。このため、今後は、協働取組や支援団体との連携についても視野に入れながら、環境教育等を進めていく必要があります。

以上をふまえ、今後の環境教育等を進める上で、必要な事項を次のとおり整理しました。

環境情報の提供

府民、民間団体、事業者、行政等、各主体が必要な環境情報を共有することが重要です。

また、環境保全への関心を高め、正しい行動につなげるため、環境に関する情報については、日々更新される多様な情報を整理し、常に府民に客観的で正確な最新の情報を提供する必要があります。

このため、情報発信については、アクセスしやすく見やすい伝達手段と伝達内容の工夫を行うことが必要です。

連携及び役割分担

環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的等は主体ごとに異なることがあるため、各主体同士が対話を重ねて、認識や目的を共有していく必要があります。

このため、相互の連携を更に強化し、主体ごとの役割分担を明らかにしていくことが重要です。

また、連携を進めるには、各々の環境保全活動や環境教育活動について、その目的や手法等に関する共通の理解やコミュニケーション、そのための機会や手法の充実が必要です。

協働取組の推進

分野横断的な環境学習や環境保全活動を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があります。

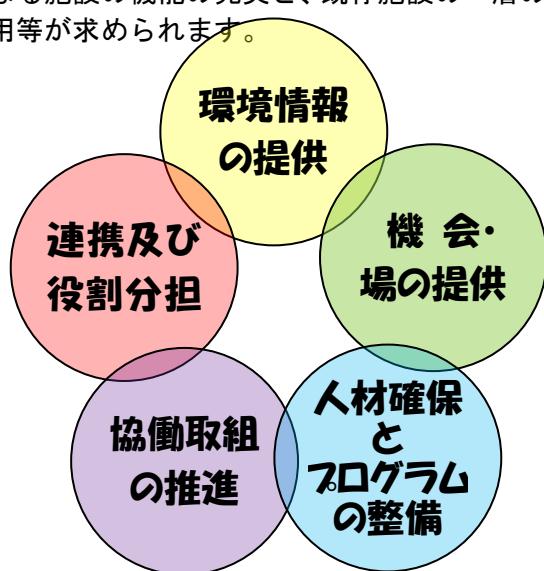
このため、府民、民間団体、学校、事業者等の各主体、そして行政が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが重要です。

また、協働取組を広げていくためには、コーディネーターや各主体から意欲を引き出し、自主的な活動につなげていくファシリテーターを活用していくことが必要です。

機会・場の提供

環境問題に关心を持ち、理解を深め、更なる学習意欲を高め、あるいは自ら課題を解決していく能力を高めていくためにも、あらゆる年齢層に対する様々な体験学習の機会・場が提供することが必要です。

また、そのための環境学習や環境保全活動の場となる施設の機能の充実と、既存施設の一層の利活用等が求められます。



人材の確保とプログラムの整備

環境問題をしっかり学ぶ仕組みを作り、問題の本質や取り組みの方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが必要です。

さらに、環境教育や環境保全活動を着実に実行するための企画・立案、連絡・調整能力を有するコーディネーター、ファシリテーター等、多様な人材の養成・確保が必要です。

また、地域の特性を活かし、最新の問題にも対応した適切なプログラムの整備を進めることが重要です。

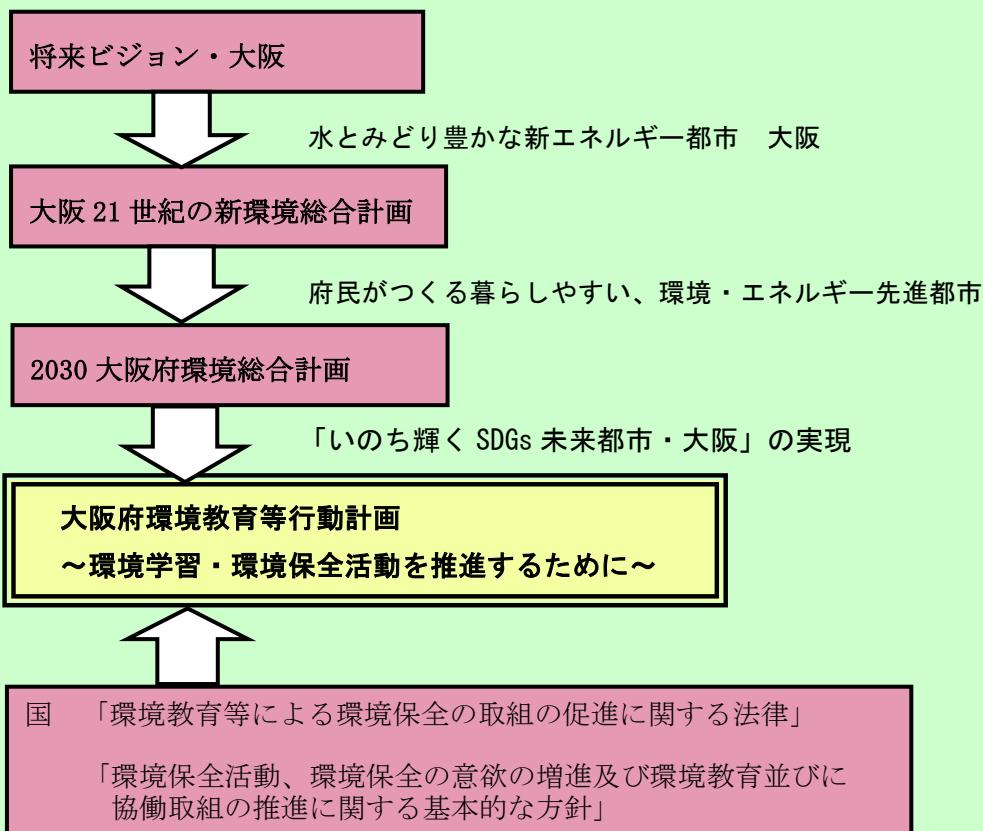
6. 行動計画の策定について

様々な主体による環境保全活動の協働の取り組みやそれぞれの問題解決能力を育む環境教育等を推進する施策の充実が必要であることから、引き続き環境学習や環境保全活動の推進とともに、各主体と協働しながら持続可能な社会づくりに積極的に取り組むことが必要です。

このため、府の環境教育等の現状を踏まえた課題や法改正の趣旨を踏まえ、旧方針を見直すこととし、概ね10年先の将来を見据えた「大阪府環境教育等行動計画」を策定します。

(参考) 行動計画の位置づけ

この行動計画は、令和2年度に策定した「2030 大阪府環境総合計画」の施策の基本的な方向性に基づいた個別計画の実行のひとつである「魅力と活力ある快適な地域づくり」の実現をめざすための分野計画であり、また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づき作成する行動計画として、位置づけられるものです。



第Ⅱ章 基本的な考え方

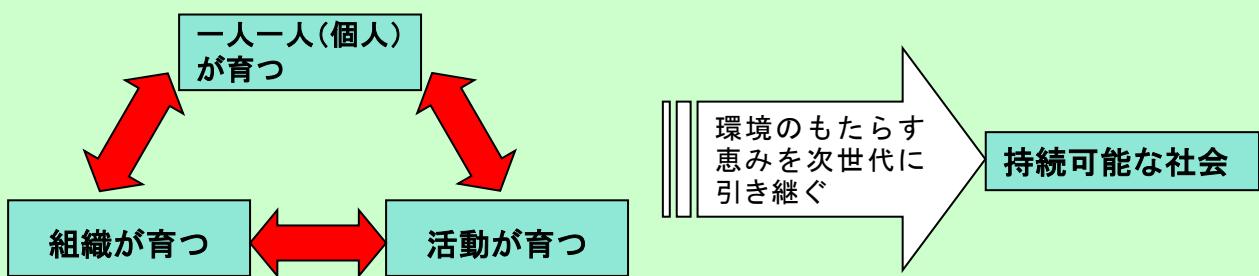
1. 目指すべき将来像

あらゆる主体の活動・行動のもと持続可能な社会をつくるため、

◆環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ

◆環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ

◆環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ



2. 将来像の実現に向けて

将来像の実現に向け、府民、民間団体、NGO/NPO、事業者、行政等多様な主体の連携及び役割分担、協力により、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、子どもからシニア世代を含めた大人までのライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

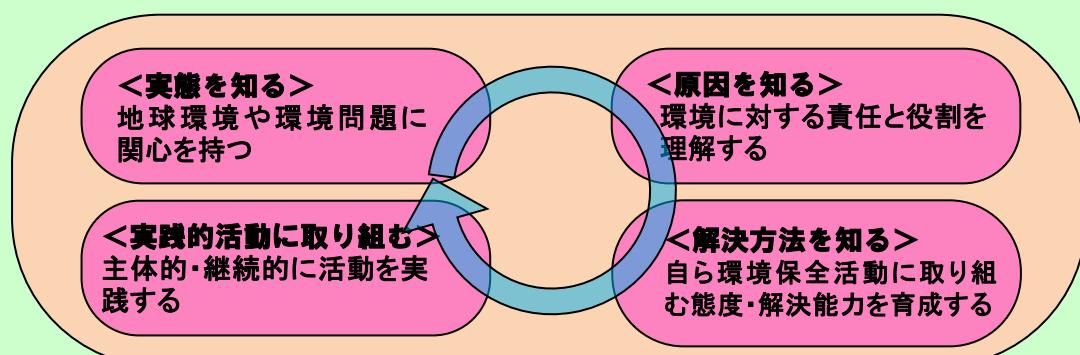
3. 将来像の実現に向けた基本的な方向性

○あらゆる世代が、多種多様な機会・場所で自ら主体的に環境について学習できるようにします。

- ・身近な動植物や貴重な自然環境とのふれあい等の体験により、私たち人間は、環境の中で生き、その恵みで生活していることへの気付きと関心を高めていきます。
- ・環境問題に関する社会経済の仕組みと生活のあり方を学び、環境と人間とのかかわりについて理解できるようにします。
- ・日常生活や事業活動において人間が環境に与えている影響について共通した認識を持ち、その影響を減らすための姿勢を育成するとともに、自らの行動が未来社会を築くという夢をもって、進んで環境保全活動に取り組み、問題を解決する能力を育成していきます。

○活動の場、適切な情報等を提供することにより、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境負荷低減に向けて、主体的・継続的な活動が実践され、取り組みが広がるように支援します。

○多様なテーマにおけるあらゆる事業・活動において、「環境」という要素を意識することで、活動の広がりを図ります。



4. 実施主体と主な役割

府 民

環境に関するイベントやセミナー、講座等への積極的な参加や自主的な学習等により環境への理解を深めることが求められます。また、地域の一員として、環境保全活動に取り組み、ふるさとから学び、地域ぐるみで身近な環境を守り、良くしていこうとする動きが求められます。

民間団体、NGO／NPO、事業者、学校、行政等と連携・協力、協働しながら環境の保全と創造に向けた活動に取り組むことが求められます。

民間団体・NGO／NPO

民間団体、NGO／NPOならではの機動性や専門性、行動力を生かせる分野や方法で、環境学習や環境保全活動に取り組むことが求められます。

府民、事業者、学校、行政等とも積極的に、連携・協力、協働していくことが求められます。

事 業 者

地域の一員として社会的責任を自覚し、事業活動を通じて環境負荷の低減に努めていくことが求められます。

職場での環境教育や地域の環境保全活動への参画等、府民、民間団体、NGO／NPO、学校、行政等と連携・協力、協働しながら、地域における環境教育や環境保全活動に取り組むことが求められます。

学 校

教育活動の全体を通じて、発達段階に応じて、各教科間の関連に配慮しながら環境教育を推進することが求められます。特に、大学においては、研究機関としての機能・特色を活かし、環境教育や環境保全の意欲の増進に貢献することが求められます。

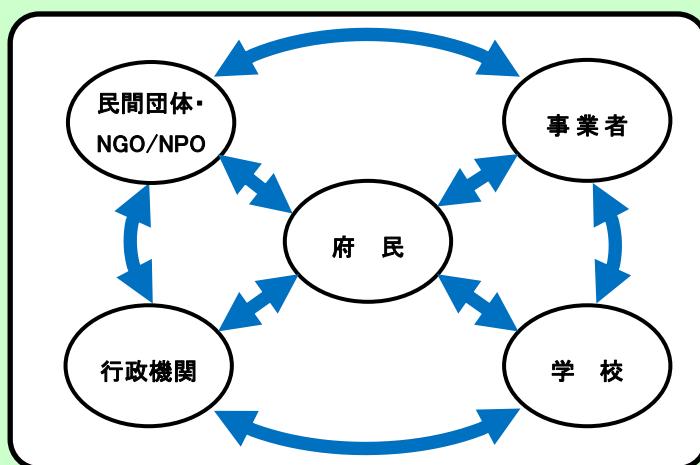
民間団体、NGO／NPO、事業者、行政等と連携・協力、協働していくことが求められます。

行政機関

行政間の連携・協力・協働を図りながら、大阪府域の地域特性を生かした施策の展開に努めます。

また、積極的な情報収集と情報提供を行い、府民、民間団体、NGO／NPO、事業者、学校、行政間のパートナーシップの構築を支援するとともに、関係部局や機関との連携による総合的・横断的な取り組みを通じて協働取組を促進します。

(参考) 【パートナーシップのイメージ】



第Ⅲ章 推進方策

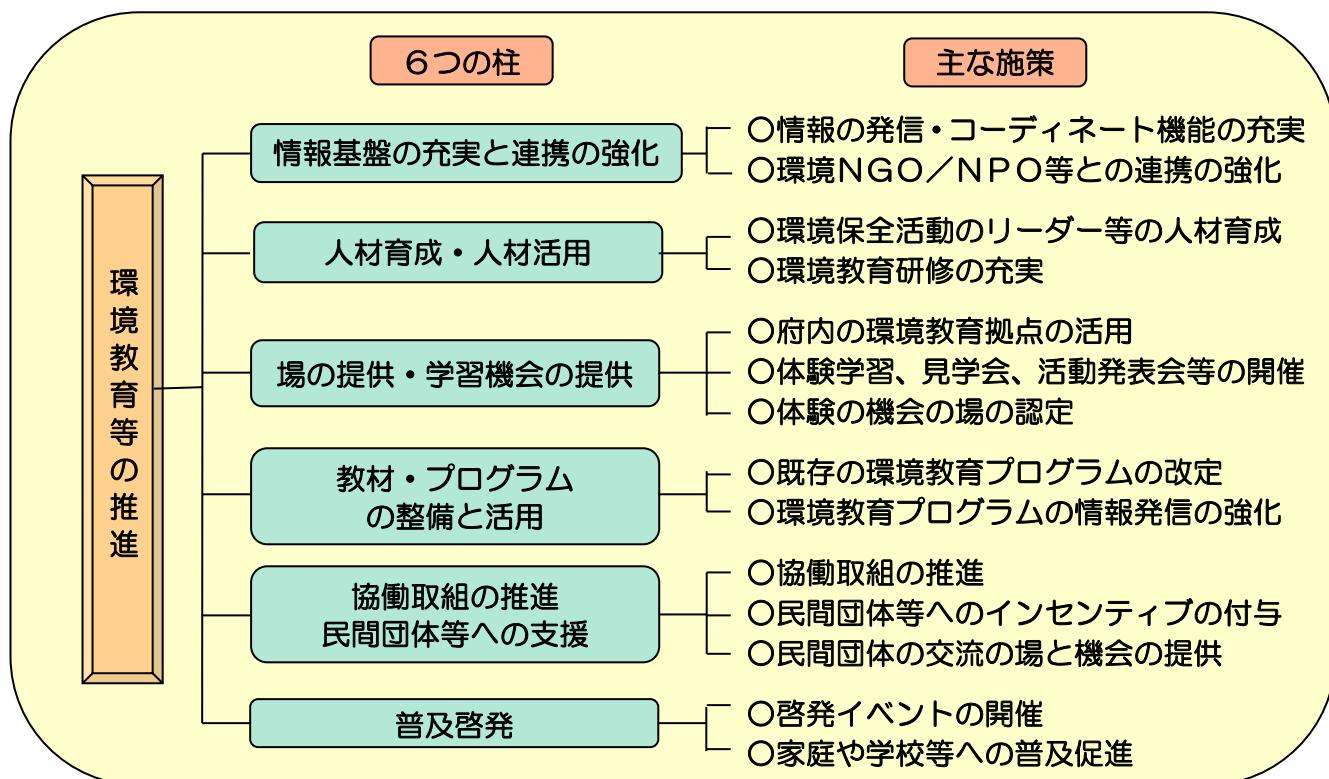
1. 環境教育等の進め方

各実施主体が積極的に参加し、それぞれの役割を理解するなかで、分担、連携・協力、協働を図りながら、いろいろな場において環境教育等を進めていくことが必要です。

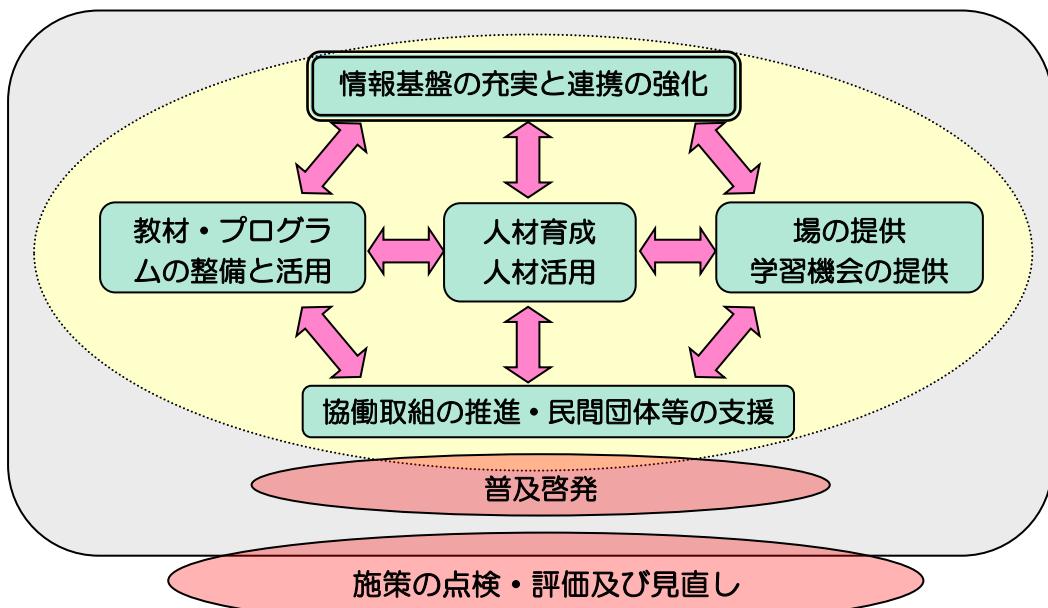
そのため、環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、持続可能な社会の実現に向けた府民による「環境保全活動」の取り組みが広がるよう、6つの柱を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進していきます。

また、環境教育等の推進にあたっては、6つの柱ごとに長期目標と取組の方向を設定し、その実現に向けて施策を推進するとともに、施策の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

【環境教育等を推進する6つの柱】



【施策の連関図】



2. 環境教育等の推進に向けて

(1) 情報基盤の充実と連携の強化

柱の長期目標

環境情報の発信機能が充実し、府民が環境に関する必要な情報を気軽に知ることができている。
多様な主体による協働の輪が広がり、連携が強化されている。

取組の方向

地域の環境保全や環境教育の推進に連携・協働して取り組んでいくため、府民、民間団体、N G O／N P O、事業者、行政等地域を構成する各主体が必要な環境情報を共有し、パートナーシップを構築していきます。また、環境教育の取り組みを促進していく上では、情報をコーディネートするなど、府の情報基盤を整備・充実させ、暮らしに密着した情報を発信します。

主な施策

■情報の発信・コーディネート機能の充実

総合的な環境教育システムの構築を図るために、環境教育に関する様々な情報を収集・整理とともに、インターネット等を活用するなどして府民にわかりやすく、実践活動に役立つ環境情報を提供します。

■連携の強化

環境保全活動の促進や環境教育の推進、環境情報の提供等を通じ、府民、民間団体、N G O／N P O、事業者、行政等といった多様な主体の協働を培い、連携を構築します。

また、各部局がそれぞれの分野で環境教育に関する事業を実施していることから、教育委員会を含めた関係部局による連絡会議を設置し、横断的な連携を図ります。また、個別事業ごとの連絡会や協議会等においても事業の推進を図ります。さらに、行政間の情報交換を行い、情報共有、連携を密にしていきます。

(2) 人材育成・人材活用

柱の長期目標

環境問題を理解し、環境保全活動に取り組む実践的な人材が育っている。
各主体による活動と人材をマッチングすることで、育成した人材が活用されている。
これにより環境保全の活動が広がっている。

取組の方向

今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現に向けて、府民一人ひとりがより一層、環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことが求められています。

そのため、子どもから大人まで、また、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で、環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人材の育成とともに育成された人材が学校教育現場や地域社会等で活動するためのサポートをしていきます。

主な施策

■人材育成

環境問題を理解し主体的に活動する人材、更に学校や地域社会における環境保全に関する活動のリーダー的役割を果たす人材やファシリテーター、コーディネーターの育成に努めます。

また、学校における環境教育については、行政や民間団体等が開発した教材や指導プログラムを活用した取り組みや、教員に対する環境教育研修の充実に努め、環境教育を担う教員の育成を図ります。

■人材活用

地域社会において、生涯学習として楽しみながら環境について学び、主体的に実践していくよう、知事が委嘱している「地球温暖化防止活動推進員」の活用のほか、環境N G O／N P O等の民間団体等と連携し、「森林インストラクター」、「里山インストラクター」、「ため池環境アドバイザー」等の環境教育に関するアドバイザーを地域の人材として活用していきます。

(3) 場の提供・学習機会の提供

柱の長期目標

体験型環境学習施設や自然環境フィールド等の場が提供されている。

体験学習や見学会等、学習の機会が提供されている。

これらの場や学習機会を活用した学習により、環境問題や環境保全への関心と理解が深まり、具体的な取り組みにつながっている。

取組の方向

知識の習得に加え、地域の自然体験や社会体験を行うことによって、環境問題を自らの課題として考える問題解決の能力や態度を身に付け実践するという、体験を通じた学習プロセスが重要です。

そのため、府民や学校をはじめ、環境N G O／N P O等の民間団体等に対して地域における活動の場や学習機会を提供していきます。

主な施策

■場の提供

野外活動を通じた人間と自然との関わりについて、各主体の関心と理解を深めていくため、府内の体験型環境教育の拠点となる施設や自然環境フィールドを積極的に活用していきます。

■学習機会の提供

体験学習を推進するため、植物・野鳥の観察やビオトープづくり、実験教室等を通じて自然環境の大切さを理解させる環境教育講座を開催します。また、体験学習や見学会等の実施のほか、身近な公共空間や農空間の活用等を通じ、住むまちに対する愛着や生きる力の育成を目指します。さらに、民間団体や学校等が行う環境教育活動に対して支援を行います。

■体験の機会の場の認定

地域に関心を持ち、身近な自然や文化にふれ、体験を通して学ぶ機会を増やすことができるよう法に基づく体験の機会の場の認定を行うとともに、認定をした体験の機会の場を周知し、府民の体験の機会の拡大に努めます。

(4) 教材・プログラムの整備と活用

柱の長期目標

多様な教材・プログラムが整備され、広く活用されている。

これにより、環境学習や環境保全活動への理解が深まり、具体的な取り組みに結びついている。

取組の方向

環境教育は、「気づき、学んだことを実践行動へと結びつけていくこと」が最も重要なことであるため、それを促す環境学習に役立つ教材・プログラムを整備し、広く活用されるように努めます。

主な施策

年齢・発達段階や社会情勢に応じ、大阪の地域環境特性を考慮した内容の教材・プログラムを作成します。また、これまで作成した教材・プログラム等については、様々な社会情勢や周囲の環境に対応しつつ環境に関する客観的な情報を伝えられる内容となるよう改訂を行います。

さらに、民間団体や事業者等が保有する教材・プログラム等についても情報を収集し、学校をはじめ、地域、職場等において、これら教材やプログラムが活用されるよう、市町村や地域団体等と連携し、周知や情報提供に取り組んでいきます。

(5) 協働取組の推進・民間団体等への支援

柱の長期目標

多様な主体の連携による協働の輪が広がっている。

環境保全活動に取り組む府民・民間団体等への支援がなされている。

これにより、環境保全活動に取り組む府民・民間団体等が増えている。

取組の方向

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育等に関する自発的な取り組みがより一層促進されるよう、顕彰等による民間団体等への支援を行います。さらに、多くの人の参加のもと、それぞれの持つ知識、技術、資金等をいかした環境保全活動に取り組んでいくよう努めます。

主な施策

■ 協働取組の推進

各主体の幅広い参加と協力が得られるよう人と人が出会う場と機会を設け、交流、情報共有あるいは協働取組の仕組みづくりにより、各主体の環境保全活動の取り組みを促進していきます。

また、法に規定される協働取組の申出制度、協定の届出制度を運用し、適切な役割分担を踏まえた協働取組を推進し、質の高い効果的な取り組みを実現します。

■ 民間団体等への支援

環境保全や環境教育等に関する自主的な活動に対し、補助金による支援や、優れた活動に対する表彰を実施するなど、インセンティブの付与を引き続き実施していきます。

また、大阪の中小企業が地球にやさしい事業所を目指すために、ISO14001 やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得を促進していきます。

(6) 普及啓発

柱の長期目標

環境に関するイベント等による環境教育等の普及啓発が取り組まれている。

これにより、環境問題に対して関心と理解が高まり、環境保全の活動が広がっている。

取組の方向

民間団体、事業者、市町村等と連携するなどして、府内における環境教育等の必要性、あり方、進め方等を普及啓発していきます。

主な施策

イベント等のあらゆる機会やインターネット等の媒体を活用し、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場に環境教育等の普及啓発をしていきます。

さらに、民間団体・事業者・市町村等との協働によるシンポジウムや地域単位でのワークショップの開催による啓発や、環境教育等に係る取り組みの発表の場の提供を通じて発表者の自己評価と新たな展開を促進します。

3. 適切な進行管理

この行動計画は、概ね 10 年先の将来を見据えて作成していますが、環境教育等を総合的・体系的に推進するため、進行管理を行い、必要に応じ適宜見直します。

府における環境教育等の施策については、「環境の状況及び講じた施策」等により、府内連絡会議において、毎年度、点検・評価を行い施策に反映していきます。また、3年から5年を目途に施策の進捗状況や効果を評価し、必要に応じ、今後のあり方を見直します。

なお、点検・評価の結果については、大阪府環境白書やホームページで公表します。

■施策の点検・評価

